

## 平成 30 年度監査実施方針について

### はじめに

平成 30 年度は第 6 次まちづくりプラン（平成 27 年度から平成 33 年度）の後期基本計画（平成 30 年度から平成 33 年度）の初年度であり、また、日本一のしあわせタウン総合戦略（平成 27 年度から平成 31 年度）も期間の後半を迎えました。

平成 30 年度予算はそれぞれの計画に基づき取り組んできた事業を適正に評価・検証しつつ、目標達成のため本年度取り組むべき行動を具現化しています。

これらを踏まえ、監査委員は、地方自治法等法令に基づき、町長、議会、他の行政委員会から独立して設置された第 3 者機関として、公正で合理的かつ能率的な本町の行財政運営を実現するため、違法・不正の指摘だけでなく、是正指導に重点を置いて監査等を実施し、行財政運営における合規性、効率性、妥当性の確保を保障することを責務としています。

本町においては、引き続き厳しい財政状況が見込まれ、あらゆる経費を厳しく見詰め直し、適正な予算分配・執行に努めることが急務となっています。

監査等に当たっては、公正不偏の立場から、本町の「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」、「行政事務等の執行」が法令等に基づき適正に処理されているかを主眼としつつ、「最少の経費で最大の効果を挙げているか」また「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」に意を用い、年度毎に監査実施方針及び監査計画を策定のうえ、効率的・効果的な監査等を実施していきます。

また、監査において検出した事項を庁内に周知し、正確さの徹底を促します。

## 1 目的

この計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査の実施に関し、必要な事項を定めることを目的としています。

## 2 基本方針

平成 30 年度の監査等は、次の方針に基づき実施します。

- (1) 財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に行われているかという合規性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点から検証します。
- (2) 監査等においては、違法、不正等の指摘にとどまらず、事務改善のための指導に努めます。併せて、監査等の結果に基づく改善状況を把握し、監査等の実効性を確保します。
- (3) 監査等に従事する職員の専門能力を高め、監査機能をさらに充実させるとともに、監査等の対象部署においてチェック体制など内部統制の整備・運用が適切に進められるよう留意します。
- (4) 監査結果など監査等に関する情報について、町民に的確に発信していきます。

## 3 監査等の方針

平成 30 年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途各実施計画において定めます。

また、監査等は、相互に有機的な関連を持って、効率的かつ効果的に実施します。

- (1) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）  
毎月 1 回、前月の収入・支出伝票による監査を実施します。収入確保は適正にされているか、違法・不当な会計処理はなされていないか、収入・支出の証拠書類の保管は適正にされているか、記帳計数などの誤りはないか検査します。
- (2) 定期監査、随時監査（地方自治法第 199 条第 4 項、第 5 項）  
平成 30 年度における町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として実施する監査です。  
原則として課等を単位に 2 年に 1 回行い、監査対象課等に対し共通して実施する項目と、個別の事務事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある項目を併せて監査します。
- (3) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）  
町の事務事業の執行が効率的かつ効果的に行われているか、法令等に則って

適正に行われているかなどについての行政監査は、定期監査に合わせて実施します。監査対象以外の課等については、決算審査等において補完するものとします。

備品については、各課における保管義務に遺憾な点はないか、売却・棄損・廃棄などは適正に手続きが行われているか、帳簿残高と現在高は符号するか、需給計画及び需給実績は適正であるかなど、長に報告したものに對し監査を実施します。

特に、耐用年数、資産価値が正しく把握され、有効利用されているかに主眼を置き監査を実施します。

(4) 工事監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

平成 30 年度に町が実施する工事を対象とします。

計画、設計、積算、施工等の各段階において、その事務手続きが適法・適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施します。

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

町が補助金交付等の財政援助を行っている団体等について、原則として平成 29 年度の事務事業の執行を対象として実施します。併せて、所管課等の当該団体等に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施します。

ア 補助金等交付団体

町が補助金等を交付している団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施します。

イ 出資団体

町が出資や出捐をしている団体に対し、その事業が出資や出捐の目的に沿って適切に運営されているか、出納その他の事務が適正に行われているかという観点から監査を実施します。

ウ 指定管理者

指定管理者に対し、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正かつ効果的に行われているか、また、当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて監査を実施します。

(6) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

平成 29 年度決算を対象として、審査を行います。

ア 一般会計、各特別会計

決算計数の正確性を確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の

状況について審査します。

イ 水道事業会計

決算計数の正確性を確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査します。

(7) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

平成 30 年度の各種基金を対象として、基金運用状況調書等の計数の正確性を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適切かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(8) 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

平成 29 年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率を審査します。審査にあたっては、町長から提出された審査対象比率について、比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施します。

(9) 現金検査

公金取扱機関の公金取扱いは適正か、現金残高証明と会計管理者作成の収支日計表は一致するか、現金取扱いは書類、手順、決裁と規定どおりに行われているか検査を実施します。

(10) 住民監査請求による監査

町民から違法、不当な公金の支出等について監査の請求があった場合は、規定に基づき監査を実施します。

4 監査等の結果

監査等の結果については、結果に基づき措置された事項を含め、公表します。

平成 30 年 4 月 2 日

高森町代表監査委員 湯澤 久一

高森町監査委員 本島 昭